

障害者福祉施設設置等助成金

労働者である障害者の福祉の増進を図るため、障害特性による課題に配慮した休憩室等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 ※在宅勤務の方も対象	1/3	<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき225万円 短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円

(注) 受給資格認定申請書(支援計画)の提出期限:福祉施設等の設置または整備に係る契約(発注)予定日の前日まで

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者を多数継続して雇用(※)するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと合わせて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障害者 知的障害者(重度知的障害者でない短時間労働者を除く) 精神障害者 ※対象障害者を10人以上継続して雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要	2/3 特例 3/4	<ul style="list-style-type: none"> 1認定 5千万円 (同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度) 	

(注) 受給資格の認定後に事業施設等の設置または整備に要する費用に充てる資金を借入れる場合の利息についても助成します。(借入金の限度額は、設置または整備に要した経費の7/30、または1,750万円のいずれか低い額:最長5年間)

(注) 事前相談が必要です。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております(<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>)。